

キャリアコンサルティング技能士会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、キャリアコンサルティング技能士会（以下、「本会」と称する。）と称する。

(設立の目的)

第2条 本会は、キャリアコンサルティング技能士が、自らの資質の向上を図り、社会的な責任を果たし、キャリアコンサルタント全体の社会的信頼と認知を高めることを目的として設立する。

第2章 活動

(活動)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に定める活動を行う。

- 一 キャリアコンサルタントの倫理の浸透を図る活動
- 二 キャリアコンサルタントの資質向上を図る活動
- 三 キャリアコンサルティングの普及推進に関する活動

2 前項の活動を行うために必要な規程等は、第17条の全国幹事会において別に定める。

第3章 会員

(会員の資格)

第4条 本会の会員は、キャリアコンサルティング技能士資格（国家検定）の保有者とする。

2 本会の会員は、特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会（以下「協議会」と称する）の定めた倫理綱領を遵守しなければならない。

(入会)

第5条 会員の入会については、本会の目的に賛同することを条件とする。

2 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入して、第16条に定める技能士会事務局（以下「事務局」）に提出する。

3 入会に際して使用する姓名は、技能検定合格者台帳に記載のものとする。ただし、婚姻前の旧姓を使用する場合及び日本国籍を有しない者が日本国内における通称名の使用を希望する場合は、所定の手続きを経るものとする。

4 本会事務局は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 5 本会事務局は、第2項の者の入会を認めないときは、特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会理事会（以下「協議会理事会」と称する）の了承を得て、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 6 会員は、住所、氏名、連絡先に変更のあった場合は、すみやかに本会事務局に届出なければならない。

（会員の権利）

第6条 会員は、次の各号に定める権利を有する。

- 一 第10条に定める幹事の選出に係る投票権
- 二 協議会が提供する本会会員向け各種サービスの享受
- 三 会員証の交付

（会員の義務）

第7条 会員は、法律、本会則、協議会が定めるキャリアコンサルタント倫理綱領（平成28年4月1日改正施行）、その他協議会理事会が定める諸規程・細則のうち、本会に係る事項（事務局が会員に周知する事項）を遵守しなければならない。

- 2 会員は、次の各号に定める入会金および年会費を納入しなければならない。
 - 一 入会金 10,000円（税抜）（入会時のみとする。）
 - 二 年会費 3,500円（税抜）（毎年4月1日から翌年3月末日までを1ヵ年分とする。）
なお、賠償責任保険（専門的業務賠償責任保険）は全員加入とし、年会費に含む。
- 3 既納の入会金・会費等はいかなる理由があっても返還しない。

（会員資格の更新）

第8条 会員資格の更新は、本人から退会の申し出がない限りにおいて、第7条第2項に規定された年会費を納入したとき、更新されるものとする。

（会員資格の喪失）

第9条 会員は、次の各号の一つの事由によって、その資格を喪失する。ただし技能士資格を喪失するものではない。

- 一 本人から退会の申し出があったとき。
 - 二 会費の滞納期間が2年を超えたとき。
 - 三 以下に該当する行為があったと本会事務局及び第17条に定める全国幹事会が判断し、協議会理事会にて退会の決議がなされたとき。
 - （1）本会の名誉を傷つけたり、目的に反する行為
 - （2）本会の運営を著しく妨げる行為
- 2 会員が資格の喪失をしたときは、会員証をすみやかに本会事務局に返納しなければな

らない。

第4章 役員(幹事)

(幹事の設置)

第10条 本会の活動を推進するため、本会には12人以内の幹事を置く。

- 2 幹事の選出方法は選挙とし、その運用方法については別途定める。
- 3 幹事の任期は3年とし、再任は1回までとする。
- 4 幹事は、会員を代表して本会の活動を推進するものとし、幹事の名称を利用して自らを利する行為を行ってはならない。
- 5 幹事は、全国幹事会を構成し、本会則及び全国幹事会の議決に基づき本会の業務を執行し、会員と協議会との情報及び意識の仲立ちを行う。
- 6 幹事は全国幹事会での調整により、担当する支部を明確にし、支部活動を支援する。
- 7 幹事は無給とするが、協議会が認めた場合に限り業務の執行に必要な経費の支払いを受けることができる。
- 8 幹事への謝金が発生する場合は、「協議会謝金規程」に準ずる。

(代表幹事の選出)

第11条 幹事のうち1人を代表幹事とし、1人以上2人以内を副代表幹事とすることができる。

- 2 代表幹事及び副代表幹事は、幹事の互選とする。
- 3 代表幹事の任期は幹事の任期と同一とする。

(代表幹事の職務)

第12条 代表幹事は、技能士会会員を代表し、全国幹事会の決議に基づき会務を処理する。

- 2 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるとき又は代表幹事が欠けたときは、その職務を代行する。

(代表幹事の権能)

第13条 代表幹事及び副代表幹事は次の各号に定める権能を有する。

- 一 技能士会会員の代表としての名称
 - 二 技能士会の運営方針案の策定
 - 三 全国幹事会の議題の設定及び運営
 - 四 全国幹事会において委ねられた事項の決定
- 2 代表幹事及び副代表幹事は、自己の利益のために権能を利用してはならない。

(幹事の守秘義務)

第 14 条 幹事は、その立場ゆえに入手することができた情報を別途定める情報管理規定に基づき適切に管理し、個人的な目的のために利用してはならない。

(幹事の罷免)

第 15 条 幹事の罷免は、幹事の 3 分の 2 以上の決議によるものとする。

第 5 章 組 織

(運営母体及び事務局)

第 16 条 本会は協議会に設置し、本会に事務局を置く。

2 本会事務局は、第 17 条に定める全国幹事会で指名した会員及び協議会職員で構成する

3 本会事務局は、次の各号に定める業務を行う。

一 会員の募集、入退会、更新等に係る業務（会員管理）

二 幹事選挙に係る業務

三 技能士会 HP 全般の管理。ただし、HP 上での各支部イベントや新着情報の掲載、支部会員に対するメール配信は支部において行うことができる。

四 議題の調整、資料の準備、議事録作成等全国幹事会の運営に係る事務

(全国幹事会)

第 17 条 本会には、全幹事で構成する全国幹事会を設置し、全国幹事会において本会の活動を審議・決定し、推進する。ただし、次の各号に定める事項については、協議会理事会による審議及び承認を得なければならない。

一 「キャリアコンサルティング技能士会による研修等実施規程」における「研修会」の実施計画

二 協議会負担の活動費として 20 万円以上の経費がかかる活動

三 一定数を超える協議会職員の協力が必要になる活動

四 その他事務局が理事会による審議が必要と判断する活動

2 全国幹事会は、原則として 2 カ月に 1 回以上開催する。

3 全国幹事会の議長は、代表幹事がこれを務める。

4 全国幹事会は、幹事の総数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

5 全国幹事会の議決は、第 15 条「幹事の罷免」以外は、出席者の過半数をもって決定する。

6 全国幹事会には、本会の活動の企画・検討を行うため、各種委員会を設置することができる。

(支部の設置と活動)

第 18 条 本会の活動を地域ごとに円滑に推進するために支部を設置する。

- 2 支部の単位は都道府県を複数に分ける区分を基本とするが、必要に応じて協議会理事会の承認を得て決めるものとする。
- 3 各支部には、支部長を 1 名置くものとし、支部長は幹事が候補者を推薦し、全国幹事会にて任命する。なお、幹事は支部長を兼任することができる。
- 4 支部長の下に副支部長を置くことができる。
- 5 支部長の任期は 2 年とし、再任を妨げない
- 6 各支部には、支部長以外に会計担当と会計監査担当を置き、それぞれは兼任できない。
- 7 支部活動は、利益を追求することを主な目的としない。
- 8 会員への連絡は、原則、技能士会 HP の支部管理画面を使って行うものとし、会員用メンバーリングリストの作成・運用をしてはならない。
- 9 支部が行うイベント等に係る告知、参加者の募集、受付、各種準備、当日運営等に関しては支部が行う。

第 6 章 会 計

(事業年度)

第 19 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計処理)

第 20 条 協議会は、協議会の定款に定める方法により第 16 条 3 項に係る本会の会計処理を行わなければならない。

- 2 前項の会計処理には支部会計は含めない。

(会計報告)

第 21 条 協議会は、協議会の定款に定める決算終了後に、全国幹事会に本会の会計報告を行う。

(支部会計)

第 22 条 支部長は、各支部に置いた会計担当者に支部会計の処理及び管理をさせる。

- 2 支部の会計監査は、支部長、会計担当者以外の者が行うものとする。
- 3 各支部は、銀行口座を開設する。なお、銀行口座の名義は「キャリアコンサルティング技能士会〇〇支部会計担当〇〇〇」等とし、幹事または支部長の名義とはしない。
- 4 各支部は、会計年度終了後に会計監査担当者による監査を受け、全国幹事会に報告する。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第23条 本会則は協議会理事会において決定・変更する。ただし、本会則に関し第17条に定める全国幹事会から進言がある場合は、それを協議会理事会が審議し決定する。変更後の会則は第24条により会員へ告知する。

第8章 雑 則

(会員への告知)

第24条 会員への告知は、原則として e-mail 又は協議会ホームページ及び技能士会ホームページにて行う。

附則

1. 本会則は、平成29年7月19日から適用する
2. 本会則の制定をもって、キャリアコンサルティング技能士会会員規程を廃止する

以上